

高浜発電所 取水路清掃作業中の労働災害について(原因と対策)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所では、1号機の第23回定期検査の作業として、A、B取水路*のうちA取水路の流れを止めた状態で、取水路の側壁や底部に付着している貝等を削り落とし、貝回収ポンプ（水中ポンプ）で回収する等の清掃作業（一部潜水作業）を8月中旬から行っている。

この作業を実施していた9月4日10時頃、貝回収ポンプに詰まりが生じたことから、同ポンプが自動停止した。このため、潜水作業員（協力会社）が詰まりを除去した後、同ポンプの運転確認を行った。その直後、潜水作業員から、ポンプの運転を停止するよう連絡があり、同ポンプを直ちに停止した。その後、潜水作業員の右手が貝回収ポンプに巻き込まれ負傷したことが判明した。負傷者は自力で水中から浮上し、救急車にて直ちに病院に搬送され、現在、治療中である。

※A、B取水路：タービンを回した蒸気を復水器で冷やすために用いる海水を、取水口から発電所構内に取り入れるための水路（1号機～4号機共用で2水路あり、幅約1.1m×深さ約8.5m）

※（下線部）：聞き取り調査で補足、修正。

[平成17年9月5日 記者発表済み]

1. 調査結果

(1) 関係者からの聞き取り調査の結果

負傷者を含め、関係者に聞き取り調査を行った結果、貝回収ポンプが自動停止した後、同ポンプの吸い込み口から貝回収ホース（約50m）を取り外し、ポンプ内の詰まりを除去した。その後、同ポンプの運転確認のため、潜水作業員は陸上の監視員に運転開始の依頼を連絡した。それを受け、監視員が同ポンプの運転を開始した直後、潜水作業員からポンプを停止するよう連絡があり、監視員は直ちに同ポンプ

を停止した。

貝回収ポンプの運転確認の際、潜水作業員は貝回収ポンプから約1m程度離れた位置に退避し、貝回収ホースを外した状態で、ポンプの運転状態を確認していた。

陸上の監視員と潜水作業員との相互連絡は通話装置を用いて適切に行われていた。

(2) 作業要領書の調査

取水路点検清掃作業における作業要領書には、注意事項として、「貝回収ポンプの吸い込み口に手を近づけないよう。」記載されていたが、今回の、貝回収ポンプの詰まり除去作業に関する手順や安全上の注意事項については特に記載がなかった。

2. 原因

貝回収ポンプを運転した際、同ポンプの吸い込み口での大きな水流により、潜水作業員がバランスを失い、結果として同ポンプに手が吸い込まれ負傷したものと推測された。

3. 対策

貝回収ポンプでの労働災害防止として、以下の対策を実施する。

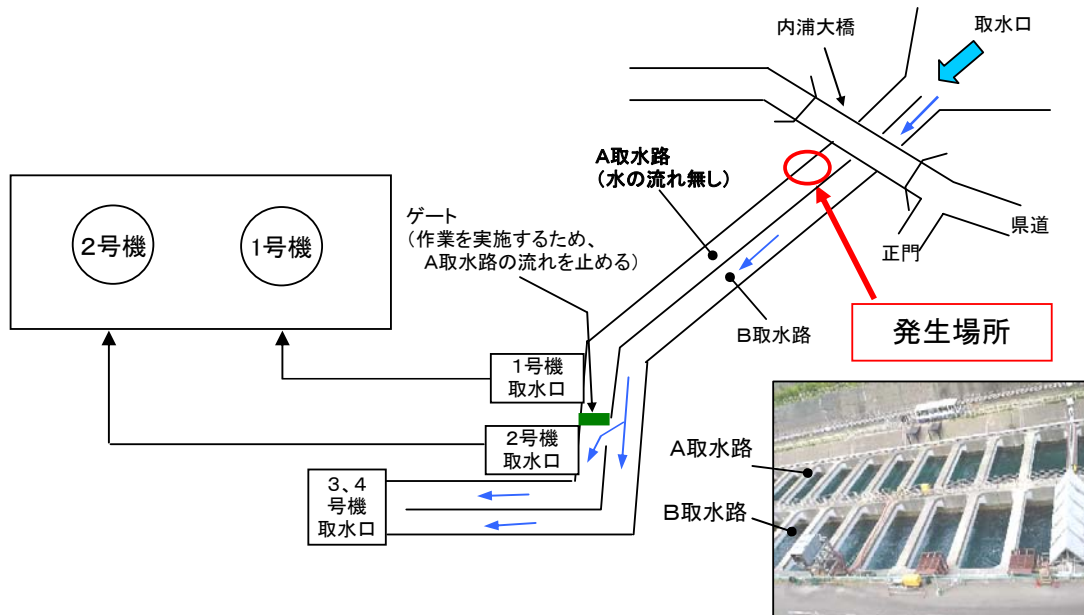
- ・貝回収ポンプのモーター側後方に手すりを設置し、同運転確認時の待避位置を明確にした。
- ・長さ約2mの格子付き短尺ホースを導入し、貝回収ポンプの詰まり除去後には、吸い込み口に同短尺ホースを取り付けて運転確認を行うこととした。
- ・取水路点検清掃作業要領書に、貝回収ポンプ詰まり除去作業の手順や安全上の注意事項を追記し、作業員へ周知徹底するとともに、作業時には、その内容を通話装置とチェックボードを用いて一つずつ確認する。

なお、高浜発電所1号機では、今定期検査において労働安全衛生マネジメントシステムの試運用を行っているが、今回の事象を踏まえ、取水路点検清掃作業について労働安全に対するリスク評価を行い、必要な対策を実施していくものとする。

問い合わせ先（担当：藤内） 内線2353・直通0776(20)0314
--

高浜発電所 取水路清掃作業中の労働災害について

発生場所



調査結果(作業状況)と対策

